

青森県五所川原公共職業安定所地域雇用開発計画

目 次

はじめに

I 雇用開発促進地域の区域

- 1 雇用開発促進地域の区域
- 2 該当要件

II 労働力の需給状況その他雇用の動向に関する事項

- 1 対象区域の雇用動向等

III 地域雇用開発の目標に関する事項

- 1 地域雇用開発の目標

IV 地域雇用開発を促進するための方策に関する事項

- 1 地域雇用開発の促進のための措置
- 2 地域雇用開発の促進に資する県の取組

V 計画期間に関する事項

青森県五所川原公共職業安定所地域雇用開発計画

はじめに

青森県の雇用情勢は、中期的には改善しているものの全国との間には大きな開きがあるなど依然として厳しい状況にあり、その中で五所川原公共職業安定所地域（2市4町、以下「対象区域」という。）においては、雇用需要の絶対的不足は解消されておらず、雇用開発の促進策を講じていく必要が生じている。

このため、「青森県五所川原公共職業安定所地域雇用開発計画」を策定し、これに沿って地域雇用開発を図るための施策を関係機関と連携・協力しながら推進していくこととする。

I 雇用開発促進地域の区域

1 雇用開発促進地域の区域

（1）対象区域

① 五所川原公共職業安定所管轄区域

五所川原市、つがる市、鰺ヶ沢町、深浦町、鶴田町、中泊町

（2）対象区域の概況

対象区域は、五所川原市、つがる市、西津軽郡2町、北津軽郡2町で構成され、面積は1,752.50km²で、県全体の18.2%を占めている。

対象区域の令和6年度の一般有効求人倍率は、0.67倍で全国平均1.25倍との格差が大きいなど雇用情勢は依然として厳しい状況が続いている。雇用機会の確保が喫緊の課題となっている。

2 該当要件

（1）自然的経済的社会的条件からみた一体性の確保

対象区域の地勢は、西部は日本海に面し、東部及び北部は中山山脈が連なり、南部には世界自然遺産白神山地が控えている。

気候は、夏季は内陸型の気候で高温多湿だが、北部では偏東風（ヤマセ）が発生することもある。冬季は豪雪で日本海からの強い偏西風の影響を受け、地域によっては雪が舞い上がって吹き荒れる「地吹雪」が発生する。

白神山地に源流を持ち、地域を縦断して日本海に注ぐ岩木川沿いには津軽平野が広がり、稲作を中心とした穀倉地帯を形成しているほか、果樹、野菜の生産も盛んである。

道路では、対象区域をそれぞれ東西、南北に貫いている国道101号及び国道339号、並びに東北縦貫自動車道弘前線と連絡する津軽自動車道が幹線を形成しているほか、その他主要地方道とあわせて対象地域の各地を結んでいる。鉄道は、JR五能線と津軽鉄道が対象区域内の主要地域を結んでおり、生活路線としての役割を果たしている。

また、文化・教育・商業など高度な都市機能を有する五所川原市を中心に商圏、通勤圏等が形成されるなど、生活面及び経済活動面での一体性が確保されている。

さらに、対象区域においては、五所川原市が中核都市として、近隣からの労働力の受け皿となっているなど、区域内において労働市場圏を形成しており、自然的経済的社会的条件からみて一体的な地域である。

(2) 一般有効求職者数及び一般・常用有効求人倍率

- ① 対象区域における最近3年間（令和4年度～令和6年度）の月平均一般有効求職者数の労働力人口に占める割合は3.5%であり、全国の同割合3.2%を上回っている。

(単位：人)

	R4年度 月平均	R5年度 月平均	R6年度 月平均	R4～6年度 月平均
一般有効求職者数	2,142	2,124	2,220	2,162
労働力人口に占める割合	3.5%	3.4%	3.6%	3.5%

- ② 対象区域における最近3年間及び最近1年間の月平均一般有効求人倍率は、それぞれ0.72倍及び0.67倍であり、いずれも全国平均に基づき定められた雇用開発促進地域の対象要件（それぞれ0.85倍及び0.83倍）を下回っている。

(単位：人、倍)

	R4年度	R5年度	R6年度	R4～6年度 平均
一般有効求人数	19,084	18,962	17,825	18,624
一般有効求職者数	25,705	25,493	26,637	25,945
一般有効求人倍率	0.74	0.74	0.67	0.72

③ 対象区域における最近3年間及び最近1年間の月平均常用有効求人倍率は、それぞれ0.79倍及び0.75倍であり、いずれも全国平均に基づき定められた雇用開発促進地域の対象要件（それぞれ0.82倍及び0.81倍）を下回っている。

(単位：人、倍)

	R4年度	R5年度	R6年度	R4～6年度 平均
常用有効求人数	11,710	12,009	11,561	11,760
常用有効求職者数	14,683	14,728	15,344	14,918
常用有効求人倍率	0.80	0.82	0.75	0.79

II 労働力の需給状況その他雇用の動向に関する事項

1 対象区域の雇用動向等

① 人口

人口は、120,470人（総務省「令和2年国勢調査」。以下において、左記調査の出典元は同様である。）で、平成27年と比較して11,161人（8.5%）の減少となっている。

② 労働力人口

労働力人口は、61,799人（令和2年国勢調査）で、平成27年と比較して4,640人（7.0%）の減少となっている。

また、年齢別の雇用動向として、令和2年国勢調査における15歳から64歳までの労働力人口は、平成27年国勢調査と比較して6,303人（11.5%）減少し、65歳以上の労働力人口は、1,663人（14.2%）増加している。

(単位：人)

	H27年国勢調査	R2年国勢調査	増減（率）
15歳～64歳	54,738	48,435	△6,303（△11.5%）
65歳以上	11,701	13,364	1,663（+14.2%）
計	66,439	61,799	△4,640（△7.0%）

③ 就業者数

就業者数は、58,028人（令和2年国勢調査）で、平成27年と比較して4,241人（6.8%）の減少となっている。

④ 就業構造

就業者の産業別割合は、令和2年国勢調査では第1次産業21.6%（平

成27年22.9%）、第2次産業19.4%（平成27年20.1%）、第3次産業59.1%（平成27年57.0%）となっている。第1次産業と第2次産業の割合がそれぞれ1.3ポイント、0.7ポイント減少し、第3次産業の割合が2.0ポイント増加している¹。

⑤ 一般有効求人倍率の推移

上記I2(2)②のとおり。

⑥ 離職者の動向

雇用保険被保険者（一般、短時間を含む）の喪失者数及び喪失原因は次のとおりであり、令和6年度と令和4年度を比較すると、喪失者数は減少しているものの、事業主都合による喪失が42人、15.7%増加している。

（単位：人）

	R4年度 (a)	R5年度	R6年度 (b)	増減（率） (b-a)
事業主都合	267	333	309	42 (15.7%)
その他	2,580	2,606	2,462	△118 (△ 4.6%)
計	2,847	2,939	2,771	△76 (△ 2.7%)

¹ 割合の算出に当たり、「分類不能の産業」は分母に含んでいない。

III 地域雇用開発の目標に関する事項

1 地域雇用開発の目標

事業主への積極的な情報提供等を行うとともに、創造的な産業活動に対応できる人材の確保・育成等を図り、対象区域内の雇用機会の創出を促進することを目標とする。

具体的には、下記の地域雇用開発を促進するための方策と地域雇用開発助成金の活用により年間40人の雇用の創出を図る。

IV 地域雇用開発を促進するための方策に関する事項

1 地域雇用開発の促進のための措置

(1) 新たな雇用機会の開発の促進等に関する事項

地域未来投資促進法に基づく基本計画により地域経済牽引事業を推進し、地域の新たな雇用の拡大に資する取組に対して援助を進める。

特に、対象区域に立地する企業等に対し、事業所の設置・整備に伴い地域求職者等を雇用する事業主に対して支給される地域雇用開発助成金の活用を促して、地域の雇用機会の拡大を図り、企業の誘致促進や地場産業の育成につながるよう努める。

(2) 職業能力開発の推進に関する事項

対象区域への企業の進出、地元企業の事業展開に必要とされる人材の育成・確保を図るため、職業能力開発に対するニーズの把握に努めるとともに、企業内での職業能力開発の促進を図る。また、公共職業訓練施設においても、地域の訓練ニーズに即した効果的な訓練の実施や多様な職種に対応した訓練コースの設定など職業能力開発の推進に努める。

(3) 労働力需給の円滑なマッチングに関する事項

対象区域の雇用需要と労働力供給との円滑なマッチングが図られるよう、労働市場の状況、雇用に関する情報の積極的な提供を行う。また、事業主に対し、安定的な雇用が推進されるよう指導・援助を行うとともに、求職者に対しては公共職業安定所等を通じ、職業指導・相談をきめ細やかに行うよう努める。

また、U.I.Jターン希望者の動向の把握に努めるとともに、対象区域内の企業情報の提供等を積極的に進めるなど、労働力需給の円滑なマッチングに努める。

(4) 各種支援措置の周知に関する事項

地域雇用開発を推進するために講じられている地域雇用開発助成金等のほか、県や市町村の条例等に基づく進出企業に対する土地購入資金への助成や固定資産税の課税免除など各種支援措置について、関係機関の広報、県のホームページ等を活用して広く周知し、積極的な活用の促進に努める。

(5) 地域雇用開発の効果的な推進に関する事項

地域雇用開発を効果的に推進するため、県、市町村、青森労働局、労使団体、その他関係機関との的確な情報共有を図るとともに、対象区域の実情に即した雇用開発の方向や具体的方策について検討を行うなど、地域雇用開発の効果的な推進に努める。

2 地域雇用開発の促進に資する県の取組

これからの中長期基本計画『青森新時代』への架け橋を踏まえ、地域における経済活動を牽引する事業の推進のほか、地域再生計画を活用した産業振興の促進、産業人材の育成や企業誘致の取組等を通して、地域雇用開発を促進していくものとする。

(1) 地域未来投資促進法に基づく地域経済牽引事業の推進

地域未来投資促進法に基づく青森新時代投資促進基本計画（計画期間：計画同意の日～令和10年度末、同意月日：令和6年4月1日）を踏まえ、地域特性を活用した以下の分野での地域経済牽引事業を推進することにより、雇用機会の創出を促進する。

なお、五所川原市は、重点促進区域が設定され、特に重点的に地域経済牽引事業の促進を図ることとしている。

① ものづくり関連分野

本県の製造業は、経済活動別県内総生産に占める割合が高い主要産業の一つである。非鉄金属製造業、電子部品製造業、業務用機械器具製造業などの基礎素材型産業や加工組立型産業は本県の製造品出荷額の上位を占め集積が進んでいることから、これを生かし、デジタル技術の活用により新たな付加価値をえた製品開発や、自動車等の輸送機械、産業用ロボット、医療・健康福祉関連機器製造など今後の市場拡大が見込まれる分野への進出・設備投資を促進するとともに、関連企業のさらなる立地を推進していく。

② 農林水産関連分野

本県の農林水産業は、平成16年以降20年連続で東北1位の農業

産出額を誇る基幹産業である。生産量が全国1位のりんご、にんにく、ごぼうや漁獲量が全国1位のイカ類などの豊富な農林水産資源やこれらを原料とする食料品製造業等の集積を生かし、本県産の農林水産物を活用して付加価値を高めた製品や消費者ニーズに対応した商品の開発・製造を支援するとともに、食料品製造業等や農業機械、農業用資材、包装資材などの関連企業のさらなる立地を促進し、農林水産業を中心とした産業クラスターの形成を図る。

③ 脱炭素関連分野

本県は日本有数の風力発電の適地であり、令和5年度の風力発電による発電量は全国第2位となっているほか、太陽光発電、木質バイオマス発電などの多様なエネルギープロジェクトが展開されている。また、国の「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」の策定により、今後さらなる脱炭素関連の新技術開発や市場拡大が期待されることから、自然環境との共生を前提とした再生可能エネルギーの導入に合わせ、施設のメンテナンス、プラントの設計・開発、修理・保守などを行う関連産業の集積を促進するとともに未利用資源等を活用したビジネスの創出を支援していく。

④ 情報・デジタル関連分野

本県の低コストで快適なオフィス環境に加え、本分野の企業の立地に伴う運営費の補助制度などにより、近年、本分野の企業立地が活発化してきている。今後のデジタル化の進展に伴い、さらなる市場拡大が見込まれることに加え、本分野の関連企業は柔軟な働き方に対応することが可能であり、魅力ある雇用を創出するという意味でも重要である。DXの実現やデジタル技術を用いた地域課題の解決につなげるためにも、さらなる企業立地を推進する。

⑤ 物流関連分野

本県は3つの重要港湾を有し、そのうち本州と北海道をつなぐフェリー航路が就航している青森港は北海道との交通結節点としての役割を果たしており、国際航路が就航している八戸港は北東北を代表する国際貿易・物流拠点として機能している。加えて、空路は国内主要都市と1日28往復の直行便で結ばれているほか、鉄道や道路などの交通インフラも充実している。このような地理的特性を生かし、本県で生産された農林水産物や各種製品の取引拡大を図るとともに物流業界を取り巻く課題に対応するため、物流機能の強化を図り、物流関連企業

の立地を推進する。

(2) 地域再生計画を活用した産業振興の促進

地域の資源や強みを知恵と工夫により最大限に活用しながら、個性ある豊かな地域づくりを達成し、地域経済の活性化及び地域雇用の創出に取り組む地域内の再生計画を活用した地域産業の振興や生活・経済基盤の整備を進める。

(3) 産業人材の育成の取組

職業能力開発施設や民間における訓練の実施、教育機関等との連携による研究開発の推進、ベテラン人材が培ってきた技術の継承等、产学研官一体となった創造的な産業活動に対応できる産業人材の育成やU I Jターンの推進による中核人材の確保を進めるとともに、若年者、中高年齢者、障がい者等の求職者への能力開発等の支援を通じて、その就職活動等の円滑化を図り、安定就労を促進する。

V 計画期間に関する事項

厚生労働大臣の同意を得た日から3年間とする。

青森県五所川原公共職業安定所雇用開発計画区域図

